

令和4年度 中国四国防衛局入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

| | |
|---------|--|
| 開催日及び場所 | 令和5年3月7日(火) 広島合同庁舎4号館5階中国四国防衛局会議室 |
| 委員 | 田邊 尚 (委員長/弁護士) 谷村 吉弘 (委員長代理/客員研究員) 上河内 正和 (不動産鑑定士) 上寺 哲也 (高専准教授) 川本 泰清 (税理士) |

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

| | |
|--------|----------------------|
| 審議対象期間 | 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 |
| 審議対象件数 | 中国四国防衛局 228件 |

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

| | | |
|---------|----|---------------------|
| 抽出件数 | 5件 | (審議概要) 入札の状況について |
| 一般競争 | 5件 | |
| 公募型指名競争 | 0件 | |
| 企画競争 | 0件 | |
| 随意契約 | 0件 | |

| | 意見・質問 | 回答 |
|-------------------------------|---|---|
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | <p>○一般競争（1者応札） [令和3年度中国四国防衛局車両運行監理業務]</p> <p>・本件は、1者応札で98.65%の高落札率となっている。1者応札及び高落札率となった理由を説明してください。また、車両運行業務であれば、受注可能な業者が他にもありそうに思われるが1者応札にならないような取組等があればおしえてください。</p> <p>[令和3年度中国四国防衛局乗用自動車交換購入]</p> <p>・本件は1者応札で92.03</p> | <p>・本件は、公告日から履行開始日までが短く人員の確保が難しくなったことが1者応札となった一因と考えている。また、参考見積書を徴取の上、積算を行っているため入札価格と予定価格が近似し、結果として高落札率となったものである。</p> <p>1者応札にならない取組として、この入札結果を受けた以後は政府電子調達の利用や局のホームページに公告を掲示することは継続しつつ、早期に入札公告を行うことにより公告期間を十分に確保する等実施している。取組結果として4年度調達においては、4者の入札参加があり、新規参入業者が受注している。</p> <p>新型コロナの関係で納車までに</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>%の高落札率となっている。落札した業者名から推察すると同等の車両を取扱う業者は外にありそうであるが、結果として1者応札及び高落札率となった理由を説明してください。また、1者応札にならないような取組等があれば、教えてください。</p> <p>[令和3年度航空機騒音自動測定装置購入設置等業務（広島県西部地域）]</p> <p>[令和3年度航空機騒音自動測定装置購入設置業務]</p> <p>[令和3年度航空機騒音自動測定装置等購入設置等業務]</p> <p>・本件は1者応札で92.7～99.88%の高落札率となっている。1者応札及び高落札率となった理由を説明してください。発注を分割しないほうが設置費などにスケールメリットが働き相対的に安価となるように思われるが、本件を発注時期で分割している意図を説明してください。</p> <p>・既存の器材との互換性や代替性などは必要ですか。</p> <p>・どの案件も設置目的は住民に対する騒音対策であり、分割発注の理由としては、設置目的の違いではなく設置場所や必要時期の違いによるものであると考えられるので、今後の発注については、設置場所や必要時期の許す限り一括した発注を検討されたい。</p> | <p>大幅な日時を要することとなったためと考えている。</p> <p>応札可能な業者は、複数存在するものと考えており、本件も早期に入札公告を行うことにより公告期間を十分に確保する等実施している。取組結果として4年度調達においては、2者の入札参加があり、一定の成果があったものと考えている。</p> <p>本件で購入する器材は比較的特殊な器材であり、流通が限られた製品のため取扱いが出来る業者が少ないことが、1者応札及び高落札率となった一因であると考えている。</p> <p>また、分割発注している理由は、設置の目的、所掌の違いから必要時期及び設置場所に相違があったため一括発注とはしていない。</p> <p>既存のシステムとの接続の必要はある。そのため対応可能な業者が限定的となる傾向があるとも考えている。</p> |

| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | |
|---------------------------------------|-----------|---------------|
| 談合疑義件数 | 0 件 | (審議概要) なし。 |
| 談 合 情 報 | 0 件 | |
| 点検結果疑義 | 0 件 | |
| ○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等 | 意 見 ・ 質 問 | 回 答 |
| | なし。 | なし。 |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし。 | |

| 3. 再苦情処理（再説明請求回数） | | | |
|--------------------------|-----------|-----|----------|
| 再苦情申立件数 (再説明請求件数) | 総件数 | 0 件 | (備考) |
| 一般競争 | | 0 件 | なし。 |
| 指名競争 | | 0 件 | |
| 随意契約 | | 0 件 | |
| 再苦情申立概要 (再説明請求概要) | 申立日 | 件 名 | 契約方式 内容等 |
| | | | |
| 委員からの意見 ・質問、それに対する回答等 | 意 見 ・ 質 問 | 回 答 | |
| | なし。 | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし。 | | |